

2003.09.07

厚生労働科学研究費補助金

厚生労働科学特別研究事業

## 歯科衛生士の教育年限と業務範囲に関する研究

平成 15 年度 総括研究報告書

主任研究者 高木 裕三

平成 16 (2004) 年 5 月

## 目 次

### I. 総括研究報告

歯科衛生士の教育年限と業務範囲に関する研究-----	1
高木 裕三	
(資料)	
①「歯科衛生士修業年限延長先行事例集」	
(参考資料)	
① 平成 11 年度日本歯科医学会委託研究課題報告「要介護高齢者に対する口腔衛生の誤嚥性肺炎予防効果に関する研究」	
② 平成13年度日本歯科衛生士会学術大会演題抄録「国公立大学歯学部附属病院における歯科衛生士による指導や予防処置の実際的な評価と展望」	

### II. 分担研究報告

1. 歯科医療機関が求める歯科衛生士業務に関する調査-----	33
薬師寺 仁	
2. 入院患者の口腔ケアに対する看護師の意識に関する調査-----	36
薬師寺 仁	
3. 臨床現場で歯科医師が望んでいる歯科衛生士像とその業務範囲 に関する研究-----	37
川本 黄一	
4. 修業年限 3 年制の歯科衛生士養成カリキュラムに関する調査-----	40
矢尾 和彦	
(資料)	
①「修業年限 3 年制の歯科衛生士養成カリキュラムに関する調査」 アンケート調査用紙、ならびに回答	
5. 歯科衛生士の業務範囲の法的解釈に関する研究-----	59
平林 勝政	

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）  
総括研究報告書

歯科衛生士の教育年限と業務範囲に関する研究

主任研究者 高木 裕三 東京医科歯科大学教授

**研究要旨** 歯科保健医療における社会ニーズの多様化と高度化への対応のために、歯科衛生士の資質向上や業務範囲の見直しの要望が強い。本研究では歯科衛生士の業務範囲の見直しと教育年限の延長について検討を行い、その体制整備に関する提言を行う。

分担研究者氏名・所属機関名及び所属機関における職名

薬師寺 仁・東京歯科大学・教授

川本 黄石・日本歯科医師会・常務理事

矢尾 和彦・大阪歯科大学歯科衛生士学校・校長

平林 勝政・国学院大学法学部・教授

A. 研究目的

我国における歯科衛生士の教育制度は昭和 58 年に教育内容の全面的な見直しが実施され、修業年限が 2 年以上に改められて今日に至っている。しかし、高齢社会の到来に伴う歯科保健医療を取り巻く環境の大きな変化により、予防から治療まで拡大した近年のニーズに応じた患者主体の歯科保健医療を提供できる質の高い歯科衛生士を養成するためには、さらなる修業年限の延長と業務の充実が喫緊の課題となっている。実際、疾病構造の変化や歯科医療技術の進歩を背景として、歯科衛生士の資質向上等を図る観点から、歯科衛生士の業務範囲の充実や見直しについては関係団体等からの要望が強い。

一方、歯科衛生士が行う予防処置および歯科診療の補助の範疇については共通認識が形成されているとは言いがたく、歯科診療補助に関する行政解釈は昭和 41 年に示されたものだけで、歯科衛生士の業務範囲についての研究もほとんどないのが現状である。すなわち、PMTC(Professional Tooth Cleaning)、SRP (Scaling Root Planing)、予防填塞といった業務に関して、予防処置または診療補助の範囲にあるかという法的な解釈が整理されておらず、歯科衛生士が行う予防処置や診療補助の業務の法的解釈が必要な状況になっている。

さらに、歯科衛生士制度の発祥の地である米国においても、歯科衛生士養成課程における教育内容とその後の歯科衛生士業務に関するアンケート調査等が実施されてはいるが、歯科衛生士の教育年限（教育内容）と業務範囲の関連性についての系統だった研究はほとんどない。我国では歯科衛生士養成所の修業年限延長にかかる省令改正が平成 16

年度に予定されていることから、本研究では医療関係他職種の業務範囲の関連を踏まえた法的に整合性のとれた形での歯科衛生士の業務範囲の見直しと教育年限の延長について検討を行うとともに、新たな歯科衛生士の業務範囲やその体制整備に関する指針を策定することを目的とした。

## B. 研究方法

まず、我国の歯科衛生士の業務範囲の見直しを検討するに当たり、諸外国における歯科衛生士の業務と教育内容についての実状を調査し、得られた情報を参考資料とした。これらの情報収集には、まず若干の研究協力者を加えた調査団を組織し、英国およびスエーデンの歯科医療従事者養成に関わる施設および組織において歯科看護師、歯科衛生士、歯科療法士等の業務内容と教育制度、それらに関連する法律について聞き取り調査を行い、さらにそれら職種の医療現場における活動状況の視察を行った。同時に、インターネットを駆使して、北米諸国における歯科衛生士教育と業務に関する情報を収集し、全体として欧米諸国における歯科衛生士の業務と教育、および法律についての情報を収集し、我国の現状と比較し、検討した。

一方、我国における歯科衛生士の業務範囲と教育制度については検討会議を開催し、①歯科衛生士の教育年限と業務範囲に関する検討、②歯科衛生士の予防処置業務（除石、薬物塗布）に関する検討、③歯科衛生士の診療補助業務に関する検討を行った。また、検討会議の開催と平行して、研究班にワーキンググループを組織し、(1) 教育年限と歯科衛生士の業務範囲の検討、(2) 歯科衛生士の業務範囲に関する法的解釈の検討、等を行い、欧米諸国での調査報告を加え、検討会議の資料とした。なお、検討会議は歯科衛生士の教育、医療、法律、行政など、様々な立場で関係する以下のような、研究者および研究協力者で構成した。

検討会議構成員（氏名・所属機関名・所属機関における職名）

### 研究分担者

薬師寺 仁・東京歯科大学・教授

川本 黄石・日本歯科医師会・常務理事

矢尾 和彦・大阪歯科大学歯科衛生士学校・校長

平林 勝政・国学院大学法学部・教授

### 研究協力者

瀧口 徹・東京医科歯科大学・教授

杉本久美子・東京医科歯科大学・講師

大原 里子・東京医科歯科大学・講師

松田 智子・愛媛県松山保健所・歯科衛生士

検討会議では、ワーキンググループ調査報告、および海外聞き取り調査報告をまとめ、教育年限と歯科衛生士の業務範囲の関係を系統化し、医療関係他職種の業務範囲との関連を踏まえた法的に整合性のとれた形での歯科衛生士の業務範囲を整理した。

## (倫理面への配慮)

患者が直接研究対象になることはないので、倫理面の問題は生じていない。

## C. 研究結果および考察

平成15年11月、研究班会議を開催し、本研究の行動目標、行動計画、研究班組織、役割分担等について協議し、その決定に基づいて研究を実施した。

先ず、我国における歯科衛生士の業務範囲の見直しに関する事項では、ワーキンググループによる討論に基づいて、現状の業務の実態の確認を行った。

次いで、社会ニーズに関連する調査研究に着手した。具体的には、全国の歯科衛生士養成施設の内、すでに3年制または4年制に移行した施設へアンケート調査を実施し、教育年限延長の目的、重視する教育内容、教育上の問題点等についての情報を得て（資料①）、歯科保健に対する間接的な社会ニーズ分析の資料とした。その結果、教育内容に関連する項目で興味ある結果が示された。すなわち、教育者側は人々の口腔保健行動への関与に必要と考えられる人間科学関連分野の科目の充実を意図しているが、学生による重要度の評価では、これらの科目の評価はむしろ低い傾向にあり、歯科臨床科目の評価が高い傾向にあった（表1）。

一方、これまで国内の歯科医学関連分野で実施された国民の歯科医療・保健に関する研究報告等を収集し、国内の歯科医療・保健のニーズ分析を行ったところ（参考資料①～②）、歯科専門医療職による口腔ケアが介護施設入居者の身体状況の改善に有効であることが示されているものの、医科病院や介護施設等における口腔ケア・口腔保健サービスが十分でないことが歯科関連分野で多く認識されていることが明かになった。

以上の討論および調査結果に基づいて、教育年数を踏まえた業務範囲の拡充について系統的に検討した結果、歯科衛生士の業務の内、予防処置については業務実態と歯科衛生士法に定められた業務範囲の間に整合性について疑義がある部分が存在することが明らかになった。すなわち、歯科衛生士が予防処置として実施している歯の付着物および沈着物の除去について、実際の口腔内で歯茎の遊離縁下に付着物あるいは沈着物がある場合に歯肉が正常であることは病理学的に殆ど無いと言えることから、この行為は歯科衛生士法第二条第一項の①歯露出歯面および正常な歯茎の遊離縁下の付着物……に抵触していることになる。しかし、これらは社会のニーズに対する歯科医療現場の対応としての結果であり、また、その医療行為に対する責任の所在も明確であることから、多くの歯科医療人から囁きされているものであることが明らかになった。

一方、諸外国における歯科衛生士の業務と教育内容についての実状調査では、若干の研究協力者を加えた調査団を組織し、英国ロンドンにある General Dental Council、クイーンメリーメドカルス学校、キングス・ガイ歯科学校とスエーデンにあるカールスルート大学において歯科看護師、歯科衛生士、歯科療法士等について、業務内容と教育制度、それらに関連する法律について聞き取り調査および病院見学を行った。同時に、インターネットを駆使して、北米諸国における歯科衛生士教育と業務に関する情報を収集し、全体として西欧諸国の歯科衛生士業務と歯科衛生士法、歯科衛生士教育についての情報

を収集した。

その結果、先進西欧諸国では、国民の口腔保健の担い手とし、その専門性と自立性を活かした保健医療活動を展開する歯科衛生士の確立を目指しており、将来の国民の歯科保健の担い手として、非常な期待感を持って歯科衛生士教育を実践していることが判った。そして、歯科衛生士の業務範囲は我国のものより、より個人の判断と責任によって遂行される部分が多く、そのための教育の充実が図られていることがわかった（表2）。なお、スエーデンの歯科衛生士養成機関では歯科衛生士が患者の保健行動の行動変容に積極的に関与するため、人間科学関連分野の教育を重視しているが、我国の教育機関もこのような意図でカリキュラム編成を試みている傾向が見られるものの、学生の認識との間にギャップが見られ、今後教育目標達成の方策について、幅広く検討する余地がある事が示唆された。

#### D. 結論

今回の研究で得られた結果から、歯科衛生士法に定める業務範囲の解釈が十分に整備されていない現状では、現状の歯科衛生士の業務の実体と法的に解釈できる内容とが乖離しており、社会的な要請を踏まえた再整備が不可欠であり、早急に両者間の整合性を図る必要性がある。特に、歯科衛生士が予防処置として実施している歯の付着物および沈着物の除去について、実際の口腔内で歯茎の遊離縁下に付着物あるいは沈着物がある場合に歯肉が正常であることは、病理学的見地から殆どありえないことから、歯科衛生士法第二条一号の①歯露出歯面および正常な歯茎の遊離縁下の付着物を…は①歯露出歯面および歯茎の遊離縁下の付着物及び病的組織を…に改定する必要がある。この場合、第二条一号は歯牙及び口腔の疾患の予防処置として医行為を規定することから、ここで言う予防処置に重症化防止（第二次予防）を含めて解釈する必要があろう。この解釈が困難な場合には、第二条第2項の診療補助行為の拡大として、取扱いを検討する必要がある。

一方、歯科医療・保健に関する社会ニーズの中で現在の体制では十分に対応できていない部分、すなわち医科病院や介護施設等における誤嚥性肺炎の予防等を目的とした口腔ケア・口腔保健サービスの絶対的不足については、歯科衛生士の業務範囲の見直しでこれらに対応することを視野に入れて将来の歯科衛生士に必要とされる業務範囲を展望すると、その専門性と自立性を活かした保健医療活動を展開できることが必要となってくる。そして、これを可能とするためには法的な整備が必要である。例えば、歯科衛生士法第二条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師の直接の指導の下に、…は、この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師の指示の下に、…に改定する。この場合、歯科衛生士は歯科医師を伴わない現場で予防処置等を行う可能性が出てくることから、実施に当たり相当な責任が課せられることになる。

ところで、第二条一号を前述のように改定する場合、重症化防止としての予防処置を無痛下で行なうため、浸潤麻酔を行なうことを含めて検討する必要がある。この場合、

歯科衛生士にはより高度な医学的素養と技術が要求されることから、このような状況に対応できる十分な知識と技能および判断力を身に付けたより高い資質を持った歯科衛生士を養成する必要がある。しかし、教育年限が3年以上に延長されたとしても、歯科医師養成に匹敵する教育内容をそれらの教育カリキュラムの中で実施するには限界がある。そこで、このような業務拡大を可能にするため、卒前に取得した単位に卒後研修制度で取得した単位を上乗せする等によって、基準総単位数を満たした者について限定的業務拡大を認め、歯科衛生士免許証にこれを裏書きする等の制度を検討する必要がある。

以上のような研究結果をふまえ、歯科衛生士の業務範囲を拡大する場合に必要な行政手続きについて、素案を検討し、作成した（表3）。

#### E. 健康危険情報

なし

#### F. 研究発表

##### 1 論文発表

（発表誌名巻号・頁・発行年等も記入）

なし

##### 2. 学会発表

なし

#### G. 知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む。）

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

##### 3. その他

なし



表2 諸外国の歯科衛生士教育の現状

	アメリカ合衆国	カナダ	イギリス	スウェーデン	オーストリア
資格	国家試験合格後、地方試験を受験する。その後、州試験受験（州によって業務内容がことなるため）	指定された教育課程を修了した者が州に免許を申請し、試験を受ける。	歯科衛生士学校卒業後、免許を申請し、試験を受ける。	80ポイントで免許取得	
教育制度	1)短期大学（Junior College）、Community College）での2年制教育（実質的には3年弱） Junior Collegeの70%が3年制 Community Collegeの学部入学前専門科目の他に基礎科学（化学、生物学、栄養学、解剖学、生理学）とCommunication Skillsが必須である。 2)4年制大学の場合 ・歯科衛生士関係の大学で2年まで経た後、学部（専門課程）に入る前に、入試審査がある。 ・短期大学からの届入：3年次に入	歯科衛生士教育履修資格：Collegeを卒業して2年以上の経験、もしくは2年間の歯科衛生士の課程を修了している事が必要。 歯科衛生士学校は2年制であるが、2年の実務経験を含めると、資格取得までに4年以上を要する。 歯科衛生士課程は16歳から受けられる。	歯科衛生士学校入学資格：歯科看護師として2年以上の経験、もしくは2年間の歯科衛生士の課程を修了している事が必要。 歯科衛生士学校は2年制であるが、2年の実務経験を含めると、資格取得までに4年以上を要する。 歯科衛生士課程は16歳から受けられる。	歯科衛生士学校入学資格：高校卒業、または歯科看護師であることが必要。 教育年限は2年間 Karlstad大学では3年間のプログラムがある。	歯科衛生士学校入学資格：歯科看護師として2年以上の経験、または歯科看護師であることが必要。 教育年限は15カ月
業務内容	問診・検査、レントゲン撮影、PMTG、予防指導、栄養指導、フッ素塗布、口腔衛生指導、キュッセルタージ、充填物の研磨、フッ素塗布、フィッシャーシーラントなど。	問診・検査、レントゲン撮影（うぬと歯周疾患の診断に必要なものに限る）、口腔衛生指導、食事指導などを行う。	問診・検査、レントゲン撮影（うぬと歯周疾患の診断に必要なものに限る）、口腔衛生指導、フッ化物樹脂塗布、フッ化物塗布、ルートブレーニング、スケーリング、ルートプロセス（SRP）、歯石除去、レントゲン撮影などをを行う。	問診・検査、レントゲン撮影（うぬと歯周疾患の診断に必要なものに限る）、口腔衛生指導、食事指導などを行う。	問診・検査、レントゲン撮影（うぬと歯周疾患の診断に必要なものに限る）、口腔衛生指導、フッ化物樹脂塗布、フッ化物塗布、ルートブレーニング、スケーリング、ルートプロセス（SRP）、歯石除去、レントゲン撮影などをを行う。

\* 歯科看護師：Dental Nurse の日本語訳。

参考資料：「歯科衛生士」21巻4012号、1997年を改変

表3 歯科衛生士の業務範囲を変更(拡大)する場合に必要な行政手続き(研究班案)

	変更する業務範囲	必要な行政手続きの種類	現行該当条文	変更後文	検討すべき点	備考
1	予防処置行為の拡大	法改正	第二条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師の監視の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防措置として次に掲げる行為を行うことを業とする女子をいう。 第2条一 歯牙露出部及び正常な歯茎の遊戲臨下の付着物及び沈着物を機械的作によって除去すること。 第2条二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。	<変1> 第二条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師の監視の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防措置として次に掲げる行為を行うことを業とする女子をいう。 第2条一 歯牙露出部及び正常な歯茎の遊戲臨下の付着物及び沈着物を機械的作によって除去すること。 第2条二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。	①予防処置の範囲を逸脱していないか ②壊死セメント質・不良肉芽の除去可能と認めるか ③浸潤麻酔が可能と認めるか	○歯茎には病理的には細胞浸潤しているいも膿肉ではなく「正常」な歯茎はもともとあり得ない。
		法改正		<変2> 第二条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師の監視の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置(重叠化防止を含む)として次に掲げる行為を行うことを業とする女子をいう。 第2条一 歯牙露出部及び正常な歯茎の遊戲臨下の付着物及び沈着物及び歯的超障を機械的作によって除去すること。 第2条二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。	①予防処置の範囲を逸脱していないか ②壊死セメント質・不良肉芽の除去可能と認めるか ③浸潤麻酔が可能と認めるか ④重疊化防止と予防処置の関係整理	○歯的超障とは、壊死セメント質・歯肉渓内蔵の不良肉芽をさす。
		法改正		<変3> 第二条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師の監視の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置(重疊化防止を含む)として次に掲げる行為を行うことを業とする女子をいう。 第2条一 歯牙露出部及び正常な歯茎の遊戲臨下の付着物及び沈着物及び歯的超障を機械的作によって除去すること。 第2条二 一歯を無痛下で行うため浸潤麻酔を行うこと。必要な技術修練の要件は厚生労働省令で別に定める。 第2条三 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。	①予防処置の範囲を逸脱していないか ②壊死セメント質・不良肉芽の除去可能と認めるか ③浸潤麻酔が可能と認めるか ④厚生労働省令 a.浸潤麻酔の技術修練 b.重疊化防止の認認	○重疊化防止は予防医学を体現化した Leavelli, H.R., Clark, E.G. (1958) によれば第二次予防に位置づけられる。 ○厚生労働省令 a.浸潤麻酔の技術修練 b.重疊化防止の認認
		法改正		<変4> 第二条 この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師の監視の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置(厚生労働省令で定める重疊化防止を含む)として次に掲げる行為を行うことを業とする女子をいう。 第2条一 歯牙露出部及び正常な歯茎の遊戲臨下の付着物及び沈着物及び歯的超障を機械的作によって除去すること。 第2条二 一歯を無痛下で行うため、歯科医師の監視の具体的な指示のもとに浸潤麻酔を行うこと。必要な技術修練の要件は厚生労働省令で別に定める。 第2条三 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。	①予防処置の範囲を逸脱していないか ②壊死セメント質・不良肉芽の除去可能と認めるか ③浸潤麻酔が可能と認めるか ④厚生労働省令 a.浸潤麻酔の技術修練 b.重疊化防止の認認	○重疊化防止は予防医学を体現化した Leavelli, H.R., Clark, E.G. (1958) によれば第二次予防に位置づけられる。 ○厚生労働省令 a.浸潤麻酔の技術修練 b.重疊化防止の認認 ①臍輪の進行抑制剤の塗布 ②壊死セメント質の歯茎の機械的除去 ③歯肉渓内蔵の不良肉芽の機械的除去
2	歯科診療補助行為の拡大	法改正が専らしいが専長通知で行うことも可観	<現行> 第2条2 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法第三十一條第一項及び第三十二条の規定にかかるわらず、歯科診療の補助をなすことができる。		①保健師助産師看護師法の適用除外で許されている行為であるから、専長通知で行った場合、保健師助産師看護師も自動的に歯科診療するということになるか。 ②上記の場合、歯科医師の質と安全性を担保する觀点から単に法律の主従關係だけの整理では不十分で、歯科医の印象評などをして「委成期間中に正規に教育した場合」、もしくは別に定める研修を履修した場合という条件が必要ではないか。 ③歯科衛生士が単独で行う訪問歯科診療に際して例えば根面歯縫に対するサホライド塗布等の対応療法は容認されるか。 ④二条一の予防処置行為の拡大が不可の場合、歯科診療補助行為の拡大としての取り扱いの検討が必要である。	○歯科医師の質と安全性を担保する觀点から一定期間の修業を必要とする歯科医の診療補助行為は①印染試験、②充填物、被覆物調査、研磨、③エッティング・ボンディング、等

注) 赤字: 現行の歯科衛生士法で削除する部分

青字: 歯科衛生士法に新たに加える部分

# 歯科衛生士修業年限延長先行事例集

平成15年度厚生労働科学特別研究事業 歯科衛生士の教育年限と業務範囲に関する研究

平成16年3月

研究代表者 高木 裕三  
(東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授)

## 序 文

近年、我国では高齢社会の到来と共に歯科保健医療を取り巻く環境が大きく変化し、継続的な指導管理や要介護者に対する歯科保健医療サービスの増加、地域での歯科保健サービスの充実などといった歯科衛生士の担う業務が多様化しており、幅広いニーズに応じた患者主体の歯科保健医療を提供できる歯科衛生士を養成するため、教育年限延長の要望が強くなっている。

平成15年度厚生労働省科学特別研究事業「歯科衛生士の教育年限と業務範囲に関する研究」では修業年限3年以上への省令改正を見据えて、歯科衛生士の現行の業務範囲を見直し、医療関係他職種の業務範囲の関連を踏まえた法的に整合性のとれた形での新たな業務範囲や、その体制整備に関する指針を策定し、合わせてそれに応じた教育年限延長への提言をまとめた作業を行なった。これらの作業に必要な情報として、すでに教育年限の延長(3~4年)を先行した養成機関(4機関)に教育体制の詳細についてアンケート調査を実施した。本冊子はそのアンケート調査結果をまとめたものである。

## 目次

事例1	3年制移行事例	2
事例2	3年制新設事例	4
事例3	4年制新設事例(2年制歯科衛生士学校を廃止)	6
事例4	4年制新設事例(2年制歯科技工士学校を廃止)	8

## 事例1

### I. 施設名：宮城高等歯科衛生士学院

### II. 設置に関する事項

- ① 設置年度
- ② 移行決定から実施までの期間
- ③ 1学年の定員
- ④ 1学年の学級数
- ⑤ 募集開始の時期
- ⑥ 現時点の専任教員数
- ⑦ 専任教員の資格
- ⑧ 建物の改築等
- ⑨ 臨床実習施設数
- ⑩ 臨床実習施設における実習期間
- ⑪ 教育カリキュラム作成時の参考資料
- ⑫ 教育カリキュラム作成時の相談・見学等の対応

平成 13 年度
1年 1月
50 人
1学級
5カ月前
7人
歯科医師 0人 歯科衛生士 7人 その他 0人
全面移築改装
3年制移行に伴い、102施設 ⇒ 137施設
3年制移行に伴い、6か月 ⇒ 11か月
看護師養成校のカリキュラムおよびシラバス 歯科大学のカリキュラムおよびシラバス 看護師養成所・言語聴覚士養成校: 資格・カリキュラム・教授内容、老人保健施設: 歯科衛生士勤務の施設へ歯科衛生士の業務内容行政: 歯科衛生士の行政での業務内容

### III. 歯科衛生士教育における他職種との連携について

- ① 連携の重要性
- ② 連携が必要な職種
- ③ 連携の方策

連携は重要であると考えている。
看護師、保健師、理学療法士、言語聴覚士、栄養士、介護福祉士
・ 講義内容
他職種との連携の必要性を講義。保健師による特別講義を実施 摂食・嚥下指導のカリキュラムの中で言語聴覚士による講義
・ 実習
摂食・嚥下指導のカリキュラムの中で言語聴覚士よりアセスメント法、訓練法の実習。口腔衛生ケアプランの作成により、ケアへの協調性を持つ
・ 校外実習
行政実習の実施の際、直接の指導者を歯科衛生士または保健師とし、他職種との連携を持つ
・ その他
摂食・嚥下施設実習にて、看護師を中心に栄養士・介護士等と対象者への関わりを持っている。

#### IV. 3年制移行の目的(該当するものに○)

- ① ゆとりある教育をうるため
- ② 予防処置能力を高めるため
- ③ 診療補助能力を高めるため
- ④ 歯科保健指導能力を高めるため
- ⑤ コミュニケーション能力を高めるため
- ⑥ 介護、福祉分野の充実
- ⑦ 全身疾患をもつ高齢患者の増加への対応のため
- ⑧ 障害者、要介護高齢者に対応するため
- ⑨ 地域歯科保健活動を担う人材育成のため
- ⑩ その他

○
○
○
○
○
○
○
○
レポート・論文作成の技術を学び、学会などで発表できる能力を習得するため

#### V. 3年制移行に際し、時間数を増加させた科目とその目的(番号はIVの番号)

科目名・目的
口腔保健学・主要三科をもとに、総合的に学習するため ②③④⑤⑨ 歯周療法学・歯科衛生士の主要業務の学問として位置づけ、予防・治療・診査・診断能力の獲得 ②④ 看護学・②④⑤⑥ 臨地・臨床実習・実習施設と期間の増加に伴い ②③④⑤⑥

#### VI. 3年制移行に際し、新たに加えた科目とその目的(番号はIVの番号)

科目名・目的
摂食・嚥下指導・口腔ケアを発展させた機能回復を含んだ摂食、嚥下指導を行える歯科衛生士を教育する⑥⑦⑧ 行動科学・コミュニケーション能力を身につける⑤⑨ 情報科学・⑩ 課題研究 卒業論文・⑩ 海外研修・⑩ 歯科衛生ケアプロセス・歯科衛生ケアを的確に提供するため

#### VII. 3年制を実施してよかつた点

- ・専門性の高い教育が行える。研究・研修の時間が確保できる
- ・歯科衛生士の業務拡大につながるカリキュラムを導入できた
- ・院内実習において反復実習を行う時間の確保

#### VIII. 3年制を実施して困難を感じた点

- 講義 統合カリキュラムの中で、重複、不足を補う。
- 専任教員の人員の拡充・質の向上
- 実習 臨地実習先の確保(継続管理の行える)
- 実習評価(院内・院外、臨床実習先含む)

#### IX. 3年制移行施設への助言

- カリキュラムの構築 臨地臨床実習施設の確保 専任教員の人員確保および指導能力の向上 継続管理の実施できる実習内容の検討 卒後研修の実施等に注意が必要

## 事例2

### I. 施設名：○ ○ 専門学校

### II. 設置に関する事項

- ① 設置年度
- ② 3年制決定から実施までの期間
- ③ 1学年の定員
- ④ 1学年の学級数
- ⑤ 募集開始の時期
- ⑥ 現時点の専任教員数
- ⑦ 専任教員の資格
- ⑧ 建物の改築等
- ⑨ 臨床実習施設数
- ⑩ 臨床実習施設における実習期間
- ⑪ 教育カリキュラム作成時の参考資料
- ⑫ 教育カリキュラム作成時の相談・見学等の対応

平成 15 年度
0 年 9 月
50 人
1 学級
6 カ月前
4 人
歯科医師 0 人 歯科衛生士 4 人 その他 0 人
新築
47 施設
9 カ月
日本歯科大学付属歯科衛生士専門学校の 3 年制カリキュラム
行政機関: 3年制カリキュラム実施に関する相談、本学園内他職種養成校、系列介護施設、日本歯科大学、東京医科歯科大学: 施設・設備見学、カリキュラム・臨地実習について相談

### III. 歯科衛生士教育における他職種との連携について

- ① 連携の重要性
- ② 連携が必要な職種
- ③ 連携の方策

連携は重要であると考えている。
医師、看護師、言語聴覚士、栄養士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士、養護教諭
・ 講義内容 他職種の非常勤講師による講義を行い、他職種への理解を深め、視野を広げる。
・ 実習 科目によっては他職種の方に学内実習を一部担当していただく。
・ 校外実習 臨地実習で他職種の実際の業務を見る。 チーム医療の現場(病院等)で臨地・臨床実習を行う。 介護施設で実習を行う。 幼稚園や小・中学校で臨地実習を行う。

#### IV. 3年制新設の目的(該当するものに○)

- ① ゆとりある教育をうるため
- ② 予防処置能力を高めるため
- ③ 診療補助能力を高めるため
- ④ 歯科保健指導能力を高めるため
- ⑤ コミュニケーション能力を高めるため
- ⑥ 介護、福祉分野の充実
- ⑦ 全身疾患をもつ高齢患者の増加への対応のため
- ⑧ 障害者、要介護高齢者に対応するため
- ⑨ 地域歯科保健活動を担う人材育成のため
- ⑩ その他

○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
○

#### V. 3年制新設に際し、重視した科目とその目的(番号はIVの番号)

科目名・目的
高齢者歯科・⑦ 障害者歯科・⑧ 口腔診断内科学・⑦ ホームヘルパー2級・⑥⑧
看護学・⑦

#### VI. 3年制を実施してよかったです

- ・全体での時間数が多いのでカリキュラムの細分化が可能なこと。
- ・実習時間を多くとれること。
- ・学生指導(生活面)、態度教育の充実を図れること。

#### VII. 3年制を実施して困難を感じた点

講義 特に無い

実習 1年次での専門基礎科目の時間数と講師の都合により、歯科予防処置、歯科診療補助の授業、実習を前期から行うことができない。学生の意識、意欲を喚起するためには前期からの開始が望まれます。

#### VIII. 3年制を実施する施設への助言

カリキュラム編成をされる際には、専任教員担当科目を重視して他の科目を検討される方がよろしいかと思います。

### 事例3

#### I. 施設名: 東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科

#### II. 設置に関する事項

- ① 設置年度
- ② 移行決定から実施までの期間
- ③ 1学年の定員
- ④ 1学年の学級数
- ⑤ 募集開始の時期
- ⑥ 現時点の専任教員数
- ⑦ 専任教員の資格
- ⑧ 建物の改築等
- ⑨ 臨床実習施設数
- ⑩ 臨床実習施設における実習期間
- ⑪ 教育カリキュラム作成時の参考資料

平成 16 年度
10 年 10 月
25 人(3年次編入 10 人を予定)
1 学級
4 ル月前
12 人
歯科医師 6 人 歯科衛生士 3 人 その他 3 人
一部改装
3~5 施設
10 か月
ウィルキンス: Clinical Practice of Dental Hygienist 他 平成 11・12 年厚生科学研究: 今後の歯科衛生士に対する養成方策に関する総合的研究

#### III. 歯科衛生士教育における他職種との連携について

- ① 連携の重要性
- ② 連携が必要な職種
- ③ 連携の方策

連携は重要であると考えている。 医師、看護師、保健師、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、栄養士、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、歯科医師
・ 講義内容 歯科学学生との共通講義、医師、歯科医師、社会福祉系講師、保健関連職種への講義依頼
・ 実習 本学歯学部附属病院への臨床実習協力依頼
・ 校外実習 高齢者施設、障害者施設への協力依頼 保健所への協力依頼 保育園、幼稚園、小学校への協力依頼

#### IV. 4年制移行の目的(該当するものに○)

- ① ゆとりある教育をうるため
- ② 予防処置能力を高めるため
- ③ 診療補助能力を高めるため
- ④ 歯科保健指導能力を高めるため
- ⑤ コミュニケーション能力を高めるため
- ⑥ 介護、福祉分野の充実
- ⑦ 全身疾患をもつ高齢患者の増加への対応のため
- ⑧ 障害者、要介護高齢者に対応するため
- ⑨ 地域歯科保健活動を担う人材育成のため
- ⑩ その他

○
○
○
○
○
○
○
○
○
○
・ 国際貢献できる人材の育成、 ・ 教育者、研究者の育成

#### V. 4年制新設に際し、重視した科目とその目的(番号はIVの番号)

科目名・目的
口腔健康診断学・⑧ 生活習慣病論・⑧ 生活習慣病論・⑦ 隣接医学(医学一般)・⑨
健康推進統合科学・⑦ ヘルスカウンセリング論・⑤⑧ 介護概論・⑥ 訪問口腔健康指導・⑧⑨

#### VI. 4年制を実施してよかつた点

- ・口腔疾患予防、保健指導に重点を置いた歯科衛生士教育の充実、高度化
- ・口腔の健康状態の評価・判断力の養成、問題解決能力の育成
- ・地域保健など多方面での活躍能力を育成、口腔保健領域の研究者・教育者の養成

#### VII. 4年制を実施して困難を感じた点

- |                                   |                              |
|-----------------------------------|------------------------------|
| 講義 講義室・演習室の不足<br>講師数の不足と非常勤講師数の激増 | 実習 実習室、実習設備の不足<br>実習指導教員数の不足 |
|-----------------------------------|------------------------------|

#### VIII. 4年制移行施設への助言

本学科のようなダブルライセンス取得は目標に入れず、歯科衛生士教育の拡充を中心に計画すべきである。
--

## 事例4

### I. 施設名:新潟大学歯学部口腔生命福祉学科

### II. 設置に関する事項

- ① 設置年度
- ② 移行決定から実施までの期間
- ③ 1学年の定員
- ④ 1学年の学級数
- ⑤ 募集開始の時期
- ⑥ 現時点の専任教員数
- ⑦ 専任教員の資格
- ⑧ 建物の改築等
- ⑨ 臨床実習施設数
- ⑩ 臨床実習施設における実習期間
- ⑪ 教育カリキュラム作成時の参考資料
- ⑫ 教育カリキュラム作成時の相談・見学等の対応

平成 16 年度
2年0月
20人(3年次編入10人を予定)
1学級
4カ月前
4人
歯科医師 3人 歯科衛生士 1人 その他 0人
改装
検討中
検討中
歯科衛生士養成所教授要綱、社会福祉士・介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について
現時点ではまだ、個別にコンタクトはしていないが、介護保険施設、身体障害者施設、保健所、市町村保健センター、公立病院等での実習が可能となるよう、県および市と接触している。

### III. 歯科衛生士教育における他職種との連携について

- ① 連携の重要性
- ② 連携が必要な職種
- ③ 連携の方策

連携は重要であると考えている。 医師、看護師、保健師、理学療法士、言語聴覚士、栄養士、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、生活指導員、寮母等(社会福祉施設)、養護教諭、栄養教諭等
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 講義内容 授業の中で、現場で活躍している関係職種の話を聞いたり、ディスカッションできる時間を確保する。本学医学部医学科や保健学科の教員による授業を実施する。(一部講義の共通化も実施)</li><li>・ 実習 医歯学総合病院の医科における見学実習や、医科入院患者等を対象とした口腔ケア、退院時相談指導などの実習を実施する。</li><li>・ 校外実習 介護保険施設、身体障害者施設、保健所、市町村保健センター、公立病院等における校外実習を行う。</li><li>・ その他 全学的に実施しているキャリアインターンシップ等を活用し、学生のうちにから現場での関係職種と交流する機会を確保する。</li></ul>